



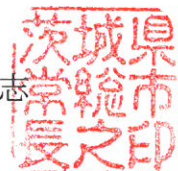
様式第6号（第12条関係）

一般廃棄物処理業許可証

第 11 号
平成30年4月1日

株式会社 ダイゼン 殿

常総市長 神達 岳志



平成30年2月19日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	茨城県常総市相野谷町4番地2
営業所の名称	株式会社 ダイゼン
業務の区分	収集・運搬
営業区域	常総市（旧水海道市内）
許可期間	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び常総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。